

# ヨコハマアートサイト助成金交付要綱

制定 平成 26 年 4 月 1 日

改訂 平成 29 年 3 月 1 日

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域課題の解決につなげる文化芸術活動をサポートするため、横浜市の地域文化サポート事業の補助金を受けて実施するヨコハマアートサイト助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、特定非営利活動法人 S T スポット横浜理事長（以下「理事長」という。）が必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (助成対象の団体)

第 2 条 助成対象の団体は、次の各号を満たす団体のことをいう。

- (1) 営利を目的としない芸術文化活動を行う芸術団体、市民団体、NPO 法人、またはこれに準ずる任意団体。
- (2) 団体規約等を有し、団体の意思を決定、執行する組織が確立され、自らで経理を行う会計組織を有する団体。
- (3) 年間を通じてヨコハマアートサイトにおける交流や連携に主体的に参加できる団体。

2 次の各号に該当する団体は、助成の対象としない。

- (1) 国、地方自治体による基本金その他これに準じるものの出資を受けている団体。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者がある団体。
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当する団体。

## (助成対象の活動)

第 3 条 助成対象の活動は、横浜市内で行われる文化芸術活動で、次の各号のいずれかを満たすものとする。ただし、同一団体での助成対象の活動は、1 件までとする。

- (1) アートを通じて地域資源の魅力を引き出し、開催地域内外のにぎわいを創出するもの。
- (2) アートを通じて福祉・環境・街づくり・国際交流等における地域課題にアプローチするもの。
- (3) 横浜の歴史や自然、景観などに着目し、アートを通じて横浜の魅力を市内外へ発信するもの。

## (助成対象外の活動)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、当該活動が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象から除外するものとする。

- (1) 本助成金のほか、横浜市から補助金又は助成金の交付を受けるもの。
- (2) 政党・政治的団体としての活動を目的とするもの。
- (3) 宗教の布教を目的とするもの。
- (4) 主として営利を目的とするもの。
- (5) 公序良俗に反する等支援対象として適当でないもの。

## (助成対象の活動期間)

第 5 条 助成対象の活動期間は、平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までとする。

## (助成対象の経費)

第 6 条 助成対象となる経費は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 出演料、企画料
- (2) 作品制作費
- (3) 会場使用費
- (4) 印刷費、郵送費、保険料など事務費
- (5) 著作権料
- (6) 実施事業当日運営費（飲食に関わる経費を除く）
- (7) その事業実施にあたって必要な経費で理事長が認めるもの

2 助成の対象外となる経費は、次の各号に該当するものとする。

- (1) レセプション、打ち上げ、交流会等の飲食に関わる経費
- (2) 記念品代、お土産代等の交際費
- (3) 事務所賃料、事務機器の購入費などの管理経費
- (4) 予備費・雑費等の用途が曖昧な経費、領収書等が残っていない経費
- (5) 美術作品の買上げ費、楽器の購入経費
- (6) 航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）
- (7) その他、事業実施にあたる経費で理事長が認めないもの

## (助成の申請)

第 7 条 助成金の交付を希望する者は、ヨコハマアートサイト助成金交付申請書（以下「申請書」という。）（様式第 1 号）を、別途定める期日までに理事長に提出しなければならない。

2 継続して助成する期間は、原則 5 年とする。ただし、6 年目以降も申請書を提出できるものとする。

## (選考委員会)

第 8 条 助成対象事業の選考について理事長に対して助言を行うため、ヨコハマアートサイト選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

## (助成金の額)

第 9 条 助成金の額は、主催団体の事業実行能力、企画内容等を勘案し、当該年度の予算額の範囲内で、委員会が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

## (交付の条件)

第 10 条 理事長は、助成金の交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために次の各号に定めるほか、必要な条件を付すことができる。

- (1) キックオフミーティングおよび事前・事後ヒアリング、研修会、報告会等への出席
- (2) 報告書、収支決算書等の書類提出（事業終了後 1 ヶ月以内）
- (3) 事業にかかわる画像や資料等の提出、公開

- (4) 本事業連携広報活動への協力
- (5) 広報宣伝物（チラシ・ポスター等）への指定クレジット等記載
- (6) 安全への配慮と対策、緊急事態発生に備えた連絡体制の確保、危機管理
- (7) 委員会が必要と定めた事項

（交付決定）

第 11 条 理事長は、委員会の助言に基づき、ヨコハマアートサイト助成金交付決定通知書（様式第 2 号）又はヨコハマアートサイト助成金不交付決定通知書（様式第 3 号）を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 12 条 理事長は、次の各号に該当すると認めるときは、前条の規定による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成金の交付申請について、虚偽不正の事実があった場合。
- (2) 助成対象活動の遂行が、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認められる場合。
- (3) 助成金を助成活動以外の活動に使用した場合。
- (4) その他この要綱又はこの要綱に基づく定めに違反したと認められる場合。

（事情変更による決定の取消し等）

第 13 条 理事長は、助成金の交付決定をした場合において、天災地変その他交付の決定後生じた事情の変更により、助成対象活動の全部若しくは一部を遂行することができなくなったときは、助成対象活動のうち既に完了した部分以外の部分に限り、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、その決定の内容若しくはこれに附いた条件を変更することができるものとする。

（実施報告書の提出）

第 14 条 助成金の交付を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象活動が完了したときは、事業終了後 1 か月以内に助成対象活動のヨコハマアートサイト助成実施報告書（様式第 4 号）を理事長に提出しなければならない。

（助成金額の確定通知）

第 15 条 理事長は、前条の実施報告書を受領した後、速やかに、ヨコハマアートサイト助成金交付額決定通知書（様式第 5 号）を交付するものとする。

（助成金交付の時期）

第 16 条 助成対象者は、前条の交付額確定通知書を受けた後に、補助金交付の請求を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が補助金交付決定の範囲内で前金払いを必要と希望し、次の各号に該当するものなど、理事長が必要であると認めた場合は、交付決定通知書を受領した後に請求することができる。

- (1) 会場使用料など前金払いを必要とする経費であり、使用許可書等で金額が確定できる場合。
- (2) アーティスト、コーディネーター、ディレクターなどに対する出演料・謝礼金・委託料などあらかじめ契約書、請求書などで確認ができる場合。

（助成金交付の請求）

第 17 条 助成対象者は、前条第 1 項による請求を行う場合、ヨ

コハマアートサイト助成金請求書（様式第 6 号）を理事長に提出しなければならない。

2 助成対象者は、前条第 2 項による請求を行う場合、ヨコハマアートサイト助成金請求書（前金払）（様式第 7 号）を理事長に提出しなければならない。また、当該請求に対する通知はヨコハマアートサイト助成金（前金払）額決定通知書（様式第 8 号）を交付するものとする。

（書類等の整備保管）

第 18 条 助成対象者は、当該助成対象活動にかかわる収入及び支出に関する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を整備しなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類は、助成金の交付を受けた年度の終了後 5 年間保存しなければならない。
- 3 補助金規則第 24 条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写しを整備しなければならない。
- 4 帳簿、関係書類および領収書等の証拠書類は、理事長から請求があった場合、助成対象者は速やかに提出しなければならない。

（調査等）

第 19 条 理事長は、必要があると認められるときは、助成対象者に対して資料の提出を求める等調査を行うことができる。

（書類の閲覧）

第 20 条 助成対象者及び理事長は、申請書、決定通知書及び実施報告書に定める書類又はその写しについて、要求のあった場合、一般の閲覧に供しなければならない。ただし、助成対象者の個人情報のうち氏名を除いた部分は閲覧に供しないものとする。

- 2 前項の閲覧を行う期間は、助成金を交付した日から 2 年間とする。ただし、交付決定通知書及びその添付書類又はその写しについては、当該書類を理事長に提出した日から 2 年間とする。
- 3 第 1 項の閲覧を行う場所及び時間は、次の表のとおりとする。

	ST スポット横浜	助成対象者
閲覧場所	特定非営利活動法人 ST スポット横浜 住所：横浜市西区北幸1-11-15 横浜 ST ビル208 電話：045-325-0410	助成対象者が指定する場所
閲覧時間	月曜日から金曜日までの午前10時30分から17時30分まで。（要事前連絡）	助成対象者が指定する時間

（情報公開）

第 21 条 理事長及び助成対象者は、対象活動に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

（その他）

第 22 条 この要綱に定めるもののほかは、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

（適用期日）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。